改 正 前 改 正 後

(前略)

## 第2条 (略)

2 この規程において「委任」とは、総長の事務の 権限を部局の長等に委ね、その権限に基づく決定 又は執行を部局の長等の名において行うもの等を いう。

## 3~7 (略)

(中略)

第9条の5 総長は、受託研究<u>及び</u>共同研究の契約 締結に関する事務を京都大学受託研究取扱規程 (平成16年達示第97号)<u>及び</u>京都大学民間等 共同研究取扱規程(平成16年達示第98号)の 定めるところにより、共通事務部等の長に委任す る。

(後略)

第2条
2
(同 左)

第9条の5 総長は、受託研究、共同研究<u>及び学術 指導</u>の契約締結に関する事務を京都大学受託研究 取扱規程(平成16年達示第97号)、京都大学 民間等共同研究取扱規程(平成16年達示第98 号)<u>及び京都大学学術指導取扱規程(平成26年達示第34号)</u>の定めるところにより、共通事務 部等の長に委任する。

附 則 この規程は、平成26年8月1日から施行する。